

1
2 関連法規（食品衛生法及び食品安全基本法）
3

4 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）

5 第十八条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、
6 販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材
7 料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。
8

9 2 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しく
10 は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業
11 上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器
12 具若しくは容器包装を製造してはならない。
13

14 3 器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を
15 考慮して政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的
16 に変化して生成した物質を除く。）について、当該原材料を使用して製造される器具若し
17 くは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器
18 具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量
19 が第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。ただし、当該物質が
20 人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を
21 聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具
22 又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部
23 分に使用される場合を除く。）については、この限りでない。
24
25

26 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）

27 第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。

28 ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項
29 第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

30 一 食品衛生法第六条第二号ただし書（同法第六十八条第二項において準用する場合を含
31 む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、（中略）同
32 法第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとし
33 るとき、（以下略）
34